

令和 5 年度
11 月補正予算 (その 2)

事 業 概 要

商 工 観 光 労 働 部

事業名	補正予算額 (補正前の額)	説明
<p>【商工政策課】</p> <p>中小企業支援事業普及費</p>	<p>504,642 (4,259,000)</p> <p>国 504,642</p>	<p>1 滋賀県未来投資支援事業 1,530,000</p> <p>物価高騰の中、生産性向上、新事業展開、人材育成など、未来を見据えて意欲的に取り組む県内中小企業等を支援する。</p> <p>0 → 1,530,000</p> <p>2 特別高圧電力料金負担軽減支援事業 △1,025,358</p> <p>国の総合経済対策において激変緩和措置の対象となっていない特別高圧電力を利用する県内の中小企業等を支援し、エネルギー価格高騰に伴う負担の軽減を図る。</p> <p>1,969,000 → 943,642</p> <p>支援制度の延長により所要額を増額するとともに、これまでの実績が見込みを下回ったことによる減額</p>
<p>工業基盤強化推進事業費</p>	<p>3,588 (8,462)</p> <p>国 3,588</p>	<p>1 原油価格・物価高騰対策事業（企業庁） 3,588</p> <p>原油価格・物価高騰に伴い、企業庁が行う工業用水道事業に対し、特別高圧電力の価格高騰分の一部を補助する。</p> <p>6,450 → 10,038</p> <p>支援制度の延長による所要額の増額</p>

事業名	補正予算額 (補正前の額)	説明
工業立地指導対策費	1,953 (530,423) 国 1,953	1 持続可能な物流支援事業 1,953 物価高騰や物流の2024年問題に直面する中、物流事業者と荷主との適正な契約について啓発することにより、物流事業者を支援する。物流事業者の適正な運賃の收受や価格転嫁の円滑化を図る。 0 → 1,953
【労働雇用政策課】 仕事と家庭両立支援促進費	110,232 (3,100) 国 110,232	1 中小企業等の賃上げ・人材確保に向けた環境整備応援事業 110,232 県内中小企業の経営改善や労働者の所得向上を図るため、賃上げ・人材確保に向けた就業規則等の見直しに要する経費の一部を補助する。 0 → 110,232
雇用安定対策費	700 (313,732) 国 700	1 リスキリング推進事業 700 企業の経営層等を対象としてリスキリング推進セミナーを開催し、中小企業が自ら人材育成・リスキリングを主体的に推進する機運の醸成を図る。 0 → 700

- 長引く物価高騰に加え、円安や人材不足等、中小企業を取り巻く環境は依然として厳しい状況。
- 地域経済を支える中小企業において構造的な賃上げを実現できるよう、賃上げの原資となる付加価値額を増加させるため、生産性向上や新事業展開の取組をしっかりと後押ししていくことが必要。
- 本事業では、人手不足、2024年問題、DX、CO₂ネットゼロ、インバウンドの取り込みなど、本県の課題解決に資する、事業者が行う未来を見据えた意欲的な取組に対し必要な経費の一部を補助することで、事業者による未来への投資、人への投資を総合的に支援し、本県経済の持続的な成長につなげていく。

○対象者 県内に事務所または事業所を有する**中小企業・小規模事業者**（※みなし大企業除く）

補助対象事業	補助限度額	補助率	申請件数
①生産性向上（DXによる生産・業務の効率化など） 例 ロボット、ドローン、キャッシュレス決済 の導入	(上限) 50万円 ※賃上げ要件を満たす場合 100万円	対象経費の1/2 ※賃上げ要件を満たす場合 2/3	2,500件 (見込)
②新事業展開（成長分野参入のための設備導入、新商品・新サービスの開発など） 例 端材を使用した商品、インバウンド向けサービス の開発			
③人材育成（従業員のリスクリング用経費など） 例 新事業展開、デジタル・グリーン化 に対応する 人材育成			
※賃上げ要件を満たす場合の補助率と補助上限額の引き上げは、どちらかの選択制			

中小企業等の賃上げ・人材確保に向けた環境整備応援事業

(補正額) 110,668千円

- 長引く物価高騰に加え、円安や人材不足等、中小企業を取り巻く環境は依然として厳しい状況。
- そうした中、中小企業等が優秀な人材を確保し、経営力の強化を図るためには、賃上げによる所得向上、リスクリング等による能力向上、ワーク・ライフ・バランスの推進など労働者にとって魅力ある職場環境の整備を進めていくことが必要。
- 本事業では、計画的な方針のもと賃上げ・人材確保に向けた環境整備のために就業規則等の見直しを実施する県内中小企業を支援し、国の経済対策に盛り込まれた各種助成金※等の積極的な活用を促進することで、中小企業の経営改善や労働者の所得向上につなげていく。 ※業務改善助成金、キャリアアップ助成金、両立支援等助成金 等

○補助対象者 県内に事務所または事業所を有する**中小企業者**（※労働基準法の取扱いに準じ、公益法人等の団体も含む）

○補助対象事業 計画的な方針に基づく**賃上げ・人材確保に向けた就業規則等の見直し**

○補助対象経費 社会保険労務士が行う就業規則等の見直しおよびこれに係る調査に要する経費

想定される環境整備	補助限度額	補助率	申請件数
① 賃上げ支援 （従業員の所得向上を図るための措置） 例 事業場内最低賃金の改定、新たな手当の創設、正社員への転換制度の創設	10万円	対象経費の2/3	1,100件 (見込) 1企業で複数事業所を有する場合 1企業当たり最大2件
② 人材育成・リスクリング支援 （従業員の能力向上を促進するための措置） 例 研修支援制度の整備、体系的な研修制度の創設			
③ 両立支援 （出産・介護・病気による離職を防止するための措置） 例 短時間勤務制度、テレワーク導入、業務代替職員応援手当			
④ 働き方改革・休み方改革支援 （ワーク・ライフ・バランスを推進するための措置） 例 フレックスタイム制度、勤務間インターバル制度、選択的週休3日制導入			